

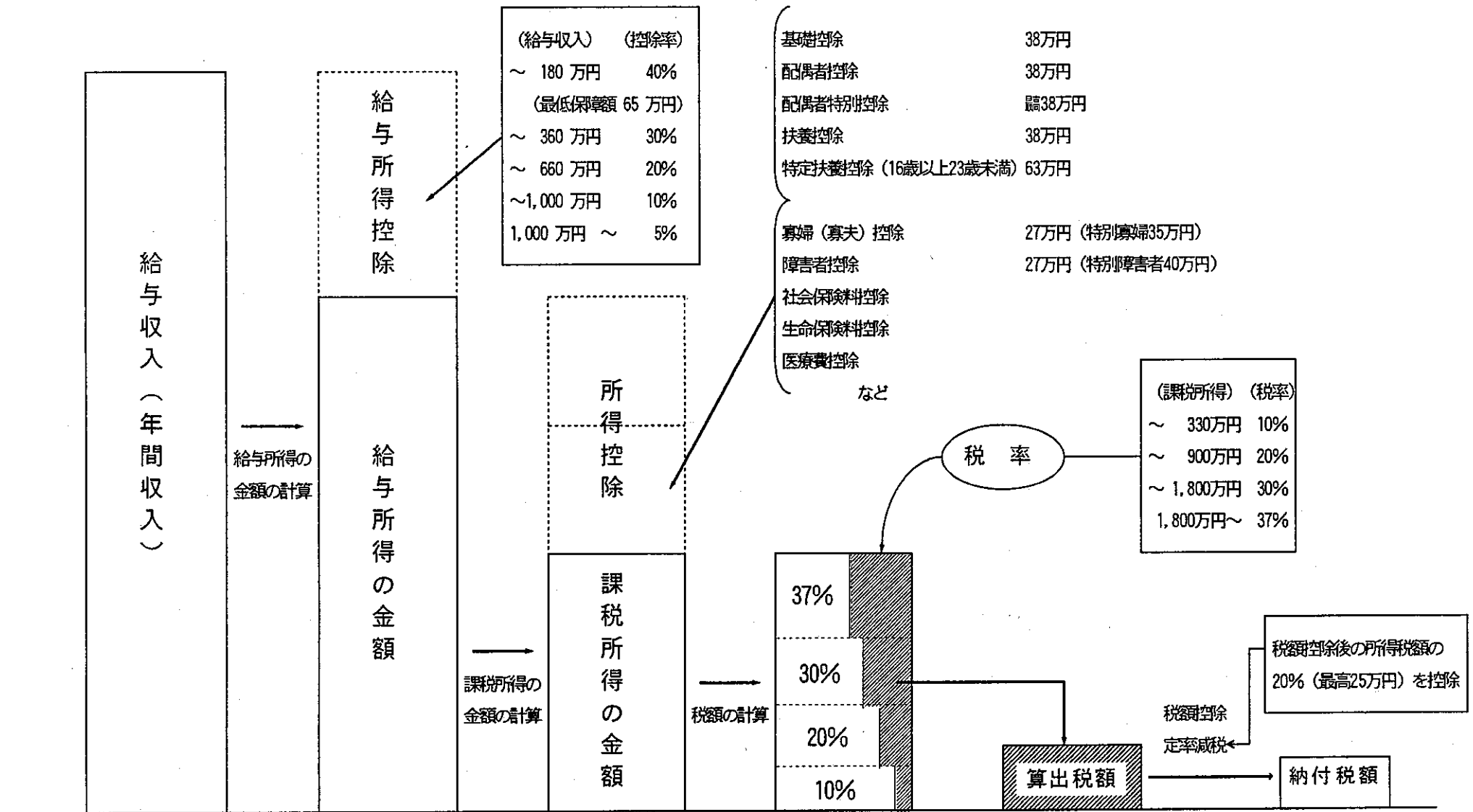
個人所得課税関係説明資料

目 次

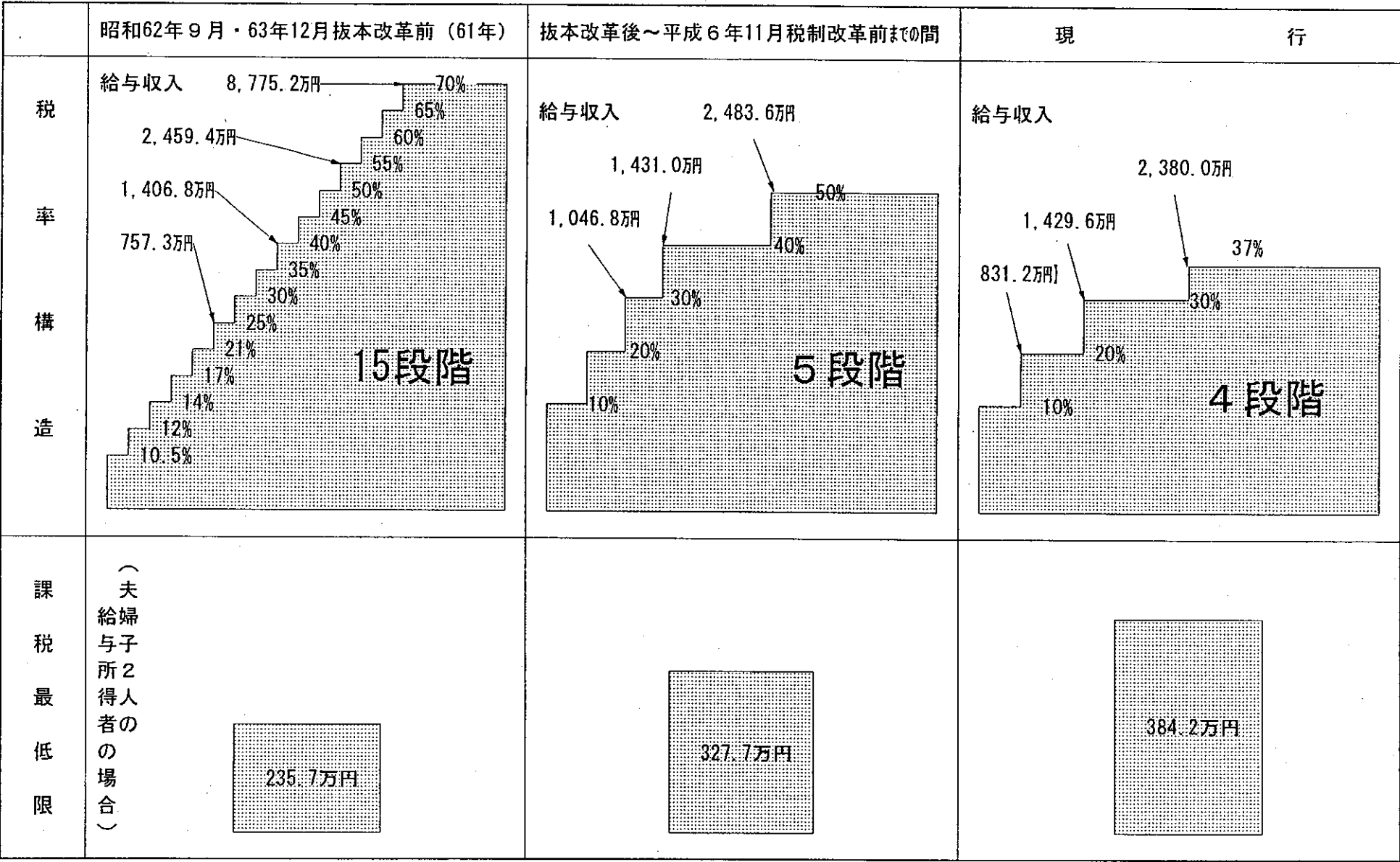
・ 給与所得者の所得税額計算のフローチャート	1
・ 所得税の推移（イメージ図）	2
・ 所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図）	3
・ 所得税の国際比較	4
・ 所得税・個人住民税の実効税率（夫婦子2人の給与所得者）	5
・ 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）	6
・ 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較	7
・ 国民負担率の内訳の国際比較	8
・ 所得税の課税最低限の内訳及び算出方法	9
・ 世帯構成に応じた課税最低限の状況	10
・ 課税最低限の国際比較	11
・ 所得税・個人住民税の人的控除等一覧	12
・ 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み	13
・ 各種制度における扶養親族等の年間収入等限度額	14
・ 扶養控除の概要	15
・ 給与収入500万円の場合の世帯類型別の課税所得	16
・ その他の所得控除制度の概要（所得税）	17
・ 給与所得控除制度（給与収入に応じた給与所得控除額）	18
・ 給与収入に応じた給与所得控除額	19
・ 勤労者世帯（標準世帯）の年間収入5分位階級別1世帯当たり 品目別年間支出金額調（平成11年）	20
・ 給与所得者の特定支出控除	21
・ 給与所得者の必要経費等についての各国の制度の概要	22
・ 主要国における給与所得者を対象とした必要経費申告制度の概要	23

・ 公的年金等に係る課税の仕組み	25
・ 課税最低限の比較（公的年金等－所得税）	26
・ 公的年金等に係る課税（源泉徴収）の状況	27
・ 各種年金の掛金に係る減収額試算（概数）	28
・ 個人の土地譲渡益課税の変遷	29
・ 土地の譲渡所得の課税状況（10年分）	30
・ 利子・配当等課税制度の概要	31
・ 株式譲渡益課税制度の沿革	32
・ 株式譲渡益課税の概要（源泉分離課税と申告分離課税）	33
・ 租税特別措置による減収額の内訳（平成12年度ベース）	34
・ 給与所得の源泉徴収制度の概要	35
・ 主要国における法定資料制度等の比較（概要）	36
・ 諸外国の所得税の課税方式と挙証責任の所在	37

給与所得者の所得税額計算のフローチャート



所得税の推移（イメージ図）



（注）社会保険料控除の近似式の係数改訂前の課税最低限は、368.4万円である。

所得税・個人住民税所得割の推移（イメージ図）

	昭和62年9月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成6年11月税制改革前までの間	現 行
税 率 構 造	88% 所得税＋個人住民税 所得税 個人住民税	2,483.6万円 65% 1,431.0万円 1,046.8万円 55% 45% 所得税＋個人住民税 所得税 個人住民税	2,380.0万円 50% 1,429.6万円 33% 30% 20% 15% 5% 1,209.8万円 所得税＋個人住民税 所得税 個人住民税
課 税 最 低 限 (夫婦 給与子2 所得人の 場合)	235.7 万円 (191.2 万円)	327.7 万円 (284.9 万円)	384.2 万円 (325.0 万円)

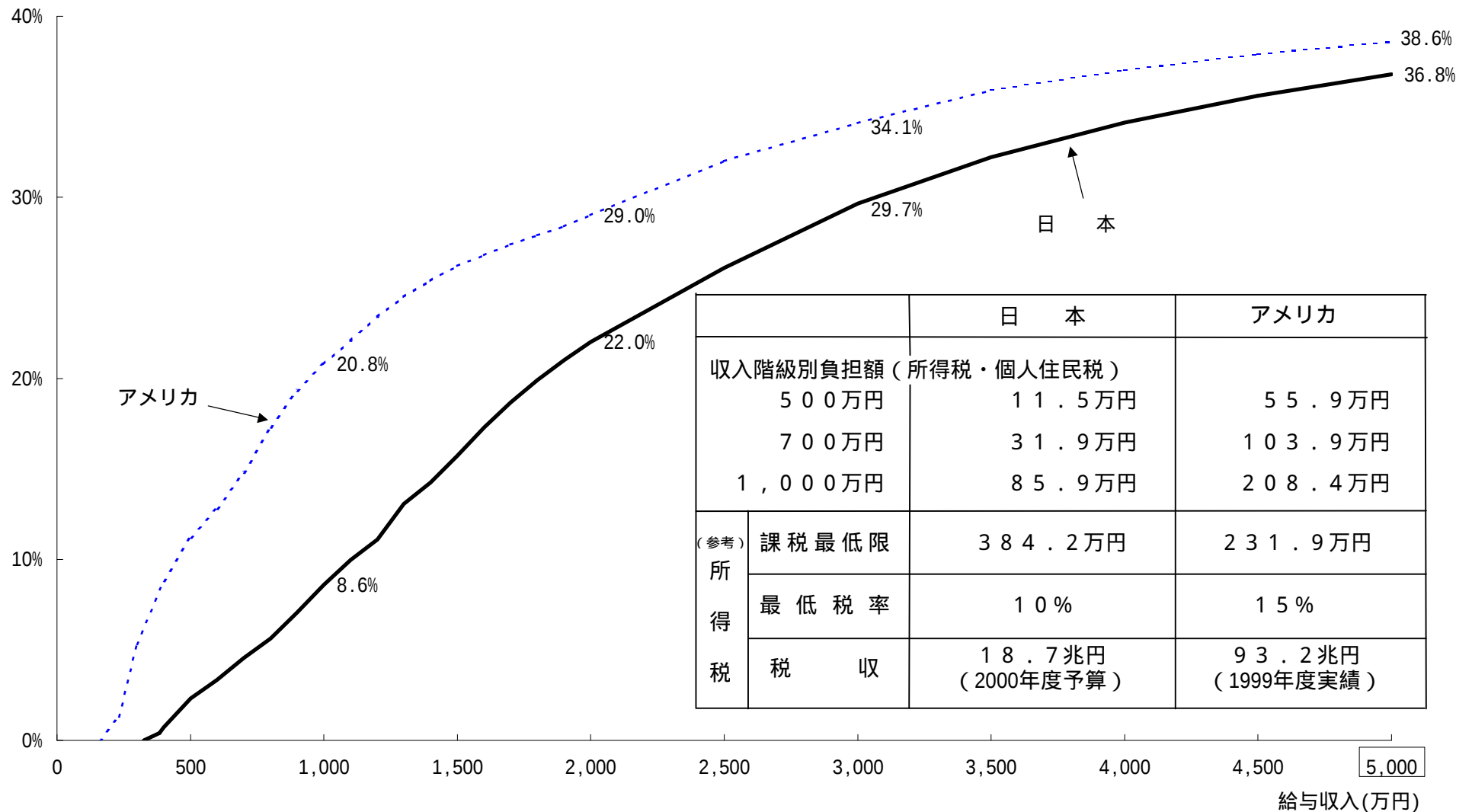
- (注) 1. 課税最低限の欄の()は個人住民税である。
 2. 社会保険料控除の近似式の係数改訂前の課税最低限は、所得税 368.4万円、個人住民税 309.5万円である。

所得税の国際比較

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
税 率 構 造	4 段階 (注) 上記に加えて、個人住民税（税率5～13% 3段階）が課されている。	5 段階 (注) 上記に加えて、州、郡、市等の地方所得税（例：ニューヨーク州 税率4～6.85%、5段階）が課されている。	3 段階 (注) 地方税はない。	方程式 (注) 連邦・州・市町村の共有税である。なお、上記に加えて、連帯付加税（税額の5.5%、95年導入、連邦税）が課されている。	6 段階 (注) 地方税はない。
課 税 最 低 限	384.2万円	231.9万円	74.1万円	333.6万円	267.5万円

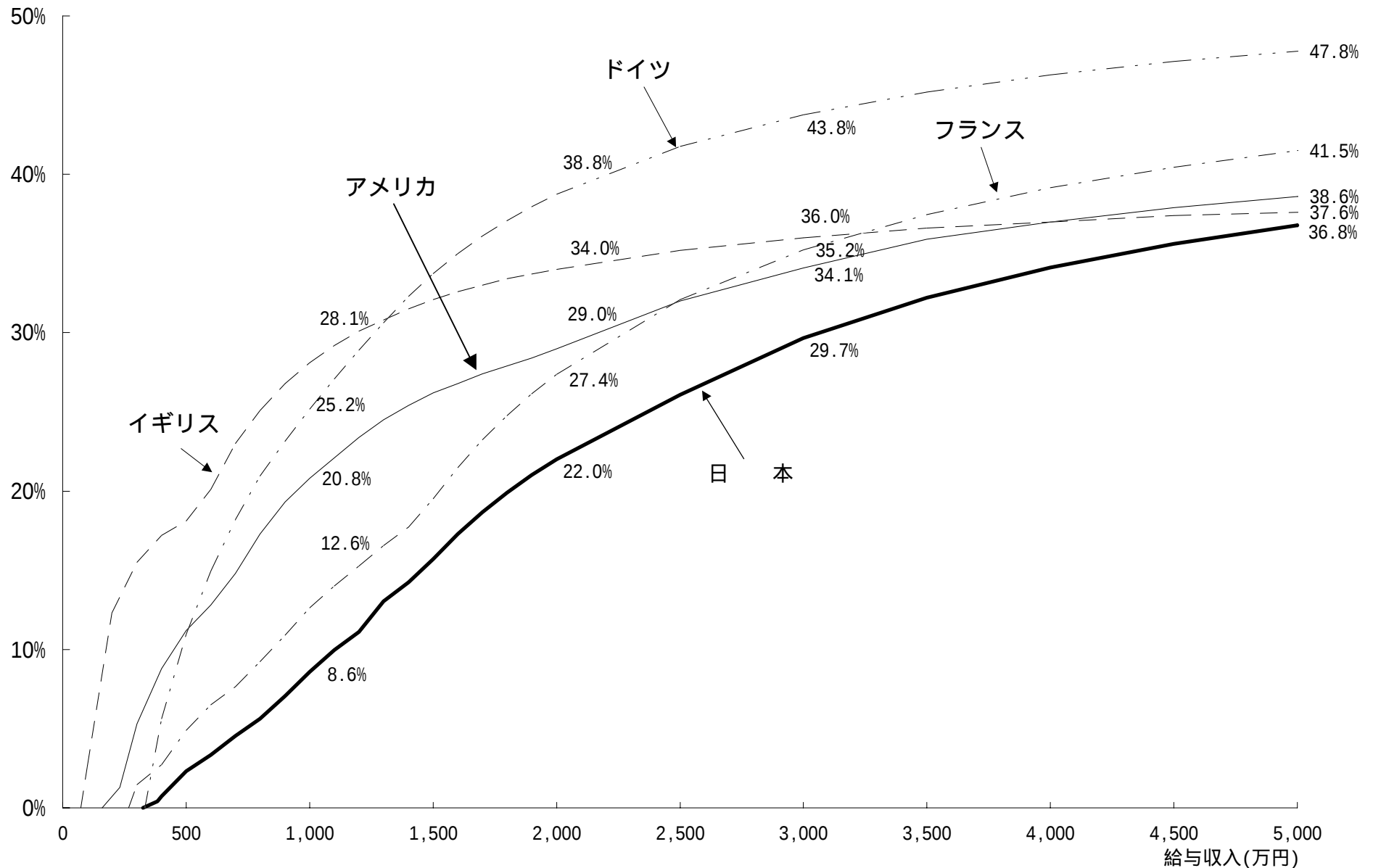
- (参考) イギリスでは、2000年度に65歳未満の者に係る夫婦者税額控除が廃止され、その代わりに2001年度から児童税額控除が導入される予定である。
- (注) 1. 課税最低限は夫婦2人（日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当するものとし、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている）の給与所得者の場合である。社会保険料控除の近似式の係数改訂前の日本の課税最低限は、368.4万円である。
2. 諸外国は2000年8月1日現在。換算レートは、アメリカ1ドル＝106円、イギリス1ポンド＝169円、ドイツ1マルク＝52円、フランス1フラン＝16円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成11年12月から平成12年5月までの実勢相場の平均値）。
3. 各国の消費税（付加価値税）の標準税率は、日本5%（地方消費税1%を含む）、イギリス17.5%、ドイツ16%、フランス19.6%である。アメリカについては、州、郡、市により小売売上税が課されている（例：ニューヨーク市8.25%）。

所得税・個人住民税の実効税率（夫婦子2人の給与所得者）



- (注) 1. 日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当し、アメリカは子のうち1人を17歳未満として計算している。
 2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の個人所得税を例にしている。
 3. 換算レートは、1ドル=106円（基準外国為替相場：平成11年12月から平成12年5月までの実勢相場の平均値）。
 4. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円、3,000万円及び5,000万円の場合の実効税率である。
 5. 日本の実効税率、税負担額及び課税最低限は、社会保険料控除の近似式の係数改訂後の金額（改訂前の課税最低限は368.4万円）である。

所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）



- (注) 1. 日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当し、アメリカは子のうち1人を17歳未満、ドイツは子のうち1人を16歳未満として計算している。
 2. 換算レートは、1ドル=106円、1ポンド=169円、1マルク=52円、1フラン=16円。
 （基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成11年12月から平成12年5月までの実勢相場の平均値）
 3. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円、3,000万円及び5,000万円の場合の各国の実効税率である。
 4. 日本の実効税率は、社会保険料控除の近似式の係数改訂後のものである。